

平成15年第1回
西多摩衛生組合議会定例会

平成15年2月27日

西多摩衛生組合議会

平成15年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成15年2月27日(木)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 出席議員

1番 岡本とし子君	2番 谷 四男美君	3番 近藤 浩君
4番 菊地 国昭君	5番 高野 幸助君	6番 永井 寅一君
7番 大塚 勝江君	9番 門間 淑子君	10番 須釜 亮次君
11番 森田 昌巳君	12番 沼崎 満子君	

欠席議員

8番 小山 勝己君

正副管理者

管 理 者	並木 心君	副 管 理 者	竹内 俊夫君
副 管 理 者	野澤 久人君	副 管 理 者	石塚幸右衛門君

収 入 役 飯田 恭之君

西多摩衛生組合

事 務 局 長	森田 義男君	業 務 課 長	田端 元君
総 務 課 長	渡辺 良郎君	施 設 課 長	加藤 一夫君
管 理 課 長	島田 善道君		

構成市町担当職員

青梅市環境部長	中里 全利君	福生市生活環境部長	高橋 保雄君
羽村市産業環境部長	下田 和敏君	瑞穂町生活環境課長	池谷 安夫君

平成15年第1回西多摩衛生組合議会定例会次第

平成15年2月27日
午後1時30分
組 合 会 議 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第3号
東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び
東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第5 議案第4号
西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例
- 日程第6 議案第5号
西多摩衛生組合非常勤特別職員の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号
平成15年度西多摩衛生組合予算
- 日程第8 議案第7号
平成15年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について
- 日程第9 議案第8号
財産の交換について

午後1時30分 開会

○議長（森田昌巳君） 時間がまいりましたので、会議を始めます。

本日は、平成15年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともお忙しい中、多数のご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

なお、8番議員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。

議員現在数12名、出席議員11名、欠席議員1名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成15年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心君） 議長のお許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成15年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、各構成市町におかれましては、青梅は既に定例議会開催ということでございます。定例会と重なって大変お忙しい中を多数の議員の皆様方にご出席を賜り開催できますことを厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でございますが、平成14年度のごみ搬入量につきましては7万5,000トンと予定しておりましたが、さきの1月24日臨時議会でのご報告の状況のその後のことを付け加えますと、平成15年1月末現在で、肉骨粉を含む約6万5,000トンが搬入されております。これは前年度の同時期と比較いたしまして約3,000トン、5%の増となっており、このまま推移いたしますと平成14年度末では当初の予定より1,000トン増の7万6,000トンの搬入が予想されております。

また、平成14年度肉骨粉の焼却につきましては、平成14年12月から、それまでの日量10トンから2トン減の日量8トンの受け入れをしておりまして、平成15年1月末現在で約2,300トンの焼却となっております。

このほか「フレッシュランド西多摩」におきましては、平成14年度の利用客数は1月末で13万2,000人を超えておりまして、1日平均で申し上げますと528人という多くの方にご利用をいただいております。今後も皆様方のご要望を取り入れ、住民の福祉の向上に貢献していきたいと考えております。

次に、平成15年度のごみ焼却に伴います運転業務委託につきましては、1月24日の臨時議会におきまして債務負担行為をお認めいただきまして、9社による指名競争入札を実施し、環境サービス株式会社に業務委託することが決定いたしました。

ごみ焼却運転業務委託につきましては、大変重要な業務でございますので、4月からのごみ焼却施設の稼働にあたりましては、業務に支障が発生しないよう適正な運転管理につきまして委託業者を指導していきたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成15年度西多摩衛生組合予算のほか5件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（森田昌巳君） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願いたします。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

10番 須 釜 亮 次議員

12番 沼 崎 満 子議員

以上、2名を指名いたします。

この際、報告事項がございますので、総務課長より報告いたします。渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第740号、平成15年2月20日付をもちまして管理者より議長あてに、平成15年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元に配付させていただいております審議日程の順序によりまして進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第5、議案第4号、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例と日程第6、議案第5号、西多摩衛生組合非常勤特別職員の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての2件及び日程第7、議案第6号、平成15年度西多摩衛生組合予算と日程第8、議案第7号、平成15年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括して審議を願うことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本定例会における議事説明員といたしまして正副管理者、収入役、事務局長以下事務局職員が出席しておりますので、あわせて報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事日程につきましては、ただいま報告いたしましたとおりで進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期につきましては、2月27日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） 異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。9番門間淑子議員。

○9番（門間淑子君） 通告に従いまして4項目の一般質問を行います。

1、日の出町のごみを西多摩衛生組合へ搬入してはどうかとの発言があったことが報じられました。このような突発の発言は、地域住民の心情を全く無視した乱暴なものと言わざるを得ません。組合と

しては、この発言の真偽確認はどのようになされたのでしょうか。また組合としての基本姿勢はどのようなものなのでしょうか。

2、冬期になりますと風下にあたる地域の方々から衛生組合から粉じんが出ているのではないかと苦情が寄せられます。粉じんへの予防対策と測定はどのようになされているのでしょうか。住民からの苦情へはどのように対処していくつもりでしょうか。

3、環境省では発達段階にある子供の新たな環境基準づくりに取り組むことになりました。現在の環境基準は大人を対象に基準値が設定されていますが、これを15歳を上限とし、特に7歳以下の子供を重点に、生活環境の中のさまざまな場面でのダイオキシンを初めとする化学物質のマクロ量を測定し、子供のレベルで高い危険性が明らかになった場合は、大人より厳しい環境基準を設けるといふものです。衛生組合では現行の環境基準を守っての稼働に努力されているとは思いますが、この基準値、規制地の見直し対策が近々必要になると考えられます。衛生組合としての対応策をどのように考えているのでしょうか。

4、阪神大震災の教訓から、災害時、緊急時における各自治体間の相互協力体制の一環として廃棄物受け入れの協定が結ばれています。しかし、阪神大震災ではアスベストなどの有害物質を含む大量の未分別ごみの処理を巡って第二次公害発生が指摘されました。阪神大震災の教訓を真に生かすのなら、緊急時であっても予防原則に立って第二次公害を発生させずに安全に処理するための方法と技術が普段に研究されている必要があります。またその方法、研究は各自治体の防災対策、廃棄物処理計画にも反映される必要がありますし、住民にも公開されていく必要があります。緊急時への対策や研究はそうではないときにこそ進められるべきものですが、この研究はされているのでしょうか。

以上、4点についてお答え願います。

○議長（森田昌巳君） 管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心君） 9番議員の予防原則に立った基本姿勢とごみ処理技術についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、日の出町のごみを西多摩衛生組合への発言について、真偽の確認と当組合の基本姿勢についてのお尋ねであります。西秋川衛生組合の施設建設問題に関連し、日の出町議会の一部の議員から日の出町のごみを西多摩衛生組合に搬入したらどうかという発言があったと平成15年1月31日付の西多摩新聞が報道をしておりますが、この発言の真偽については、議員全員協議会の質疑の中で発言と聞いております。

西多摩衛生組合の基本姿勢は、構成市町から搬入されます一般廃棄物につきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理するとともに、地域住民との間に締結しております公害防止協定書を遵守し、適正な施設維持管理に努めていくこととさせていただきます。

次に2点目、粉じん予防と測定方法及び苦情への対応についてのお尋ねですが、焼却に伴い発生する粉じん対策につきまして、西多摩衛生組合の焼却炉は最新技術の公害防止設備を設置し、対応しております。

具体的には、第1段階として、粒子の大きい粉じんにつきましては、ガス調温設備において空気と水の2流体を噴霧することで除去いたします。さらに微粒子状の粉じんにつきましては、消石灰及び活性炭に吸着させた後、バグフィルターで捕集し、除去いたしますので、肉眼で見えるような粉じんは煙突から排出しない構造となっております。

焼却に伴い発生する粉じん等の物質の測定につきましては、大気汚染防止法に基づき、煙突からの排出ガス測定が義務づけられており、年12回の測定を実施しております。さらに周辺住民との間に

締結しております公害防止協定に基づき、煙突内に分析装置を設置し、粉じん等の4項目について24時間連続測定を実施しております。

また、大気環境中における測定につきましては、公害防止協定により、定点調査として羽村市内3カ所、瑞穂町内2カ所において年2回の環境測定を実施しております。

測定結果であります、法規制値及び公害防止協定に基づく協定規制値をすべて遵守している結果となっております。

測定結果の公表につきましては、西多摩衛生組合の正門前に設置してあります公害監視盤において常時公表するとともに、施設内の情報コーナーやインターネット上の組合ホームページ等により情報公開に努めているところでございます。

粉じんに対する苦情等の対処につきましては、大気環境中における状況把握は、さまざまな要因が加味されていることから、苦情の原因が当組合に起因するのかが特定することが難しい側面がございます。組合に苦情等が寄せられた場合には、職員が現場に出向き、状況把握をし、施設の稼働状況や気象等のデータを掲示し、苦情の原因が当組合の施設に起因するものではないことを説明し、ご理解を求めているところでございます。

次に3点目、環境省が子供の環境基準づくりを始めることになったことにより、現行規制値の見直しと対策が必要となるが、その対応についてのお尋ねですが、環境省では環境中のダイオキシン類における暴露状況を把握するために、環境省等の政府機関及び地方公共団体が実施した平成12年度における各種環境媒体等の調査結果を解析し、人の経路別暴露量、個人の総暴露量の推定等を行っております。この中で幼少時のダイオキシン類暴露量が成人よりも多いことが推計されたとしております。

これらの調査結果をもとに、環境省では平成15年度にPCB・ダイオキシン類などの環境中に残留性の高い化学物質が子供に与える影響についての実態調査を実施する予定と聞いております。また今後、国において、これらの調査研究に基づき子供の環境協基準づくりに向けて、環境リスクの指針値等が整備されていくものと考えております。

したがって、これらの中でごみ処理施設の関連において、現行の基準値等の法改正があった場合には、適切な維持管理義務として新たな基準値等を遵守し、適切に施設運営をしていく考えであります。

次に4点目、緊急災害時におけるごみ搬入の対応についてのお尋ねですが、緊急時により発生するごみ処理については、多摩地域32市町村及び9カ所の一部事務組合で構成する三多摩清掃施設協議会において、平成6年10月に多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書が締結されております。

この目的は、多摩地域における市町村及び一部事務組合のごみ処理施設が、災害等の予測できない緊急事態におちいり、あるいはあらかじめ計画された定期点検、改修等により適正なごみ処理に支障が生じた場合において、ごみ処理の相互支援を行うこととあります。

広域支援の具体的な対応については、ごみ処理支援体制実施要項で定められておりまして、対象事業は、事業系一般廃棄物を除いた一般家庭から搬出される可燃ごみ、不燃・粗大ごみ処理が原則となっております。

また、前提条件として分別収集の徹底及び統一化を図り、可燃、不燃、粗大の区別はもとより、資源化有効利用などを徹底的に行い、ごみの減量化に努めなければならないという市町村の責務を規定しております。したがって、緊急時の場合においても、ごみ分別等の徹底を図った後、法規制値、協定規制値等の基準を遵守しながら、適正なごみ焼却に努めていくこととなります。

一方、大規模な震災等の災害時においては、さまざまな廃棄物が大量に発生することが予測されま

す。これらの廃棄物を広域的に処理することになった場合でも、原則としてごみ処理広域支援体制実施協定書に基づき、焼却可能なものにつきまして、法律で定める基準値等を遵守しながら焼却することになります。

以上で答弁を終わります。

○議長（森田昌巳君） 9番議員。再質問はありますか。

○委員（門間淑子君） 再質問をします。

1番目の日の出町で発言があったということに関連するんですけども、衛生組合としての基本姿勢は、地域の公害防止協定を遵守していくというようなお話でしたが、その後、あきる野市でも同様の発言があったというふうに報じられております。

そうしますと、衛生組合としてはこの地域での公害防止協定を守って運転していくんだというふうな基本姿勢でも、そのことが他の自治体に伝わっていないのか、あるいはそれを知っていてもなおかつ衛生組合にごみを運んだらどうかというような発言が出ているのか、どちらだというふうにお考えでしょうか。

もう一つは、同じ発言に関してですけども、三多摩清掃協議会という中で清掃組合同士での連携が取れてると思いますが、そうした場でこの西多摩衛生組合の、しばしばこの問題が出てくるわけですけども、各清掃組合同士の基本認識としてどういうふうに伝えているのか、あるいは伝わっていないのか、こういう問題がたびたび出てきますと、地域住民としては快いわけではないわけですね、自分たちとの公害協定があるわけですから。こういうことがこれからしばしば出てくることに対してどういうふうに対処していくのかお聞きします。

それから、3番目の問題に飛びますが、新たな環境基準が策定されるだろうというふうに思うんですけども、そうなりますと、環境省の方では毎年毎年見直しをしていって、新たな基準値をつくってくるわけですが、衛生組合としてもそれに準じた形での運転をしていく必要があるだろうと思うんです。

そこで衛生組合として環境マネジメントシステムを導入されてはどうかと思うのですが、これが必ず年度ごとにさまざまなものが削減されていくわけですから、その導入についてどのようにお考えなのかお聞きします。

それから、緊急対応時なんですけれども、その場合でも基準値を守って運転するということでした。通常の運転とかなり技術的に変わってくるというふうに思うんですが、これは西多摩衛生組合だけの問題ではありませんけれども、その基準値を守って運転していく技術的な確保といいますか、技術論的にどういうものになるかというような想定というか、シュミレーションといいますか、そうしたものはつくられているのかどうか。

粉じんの方ですけども、苦情があった場合には現場に向いてというお話でした。私のところに寄せられる苦情というのが、やはり今お勤めの方が多いので、わりあいに夜とか、土曜とか、日曜とかという場合が多いんですけども、この土・日の対応ですね。ここはもうだれもなくなっちゃうのという話をよく聞くんですが、土・日対応について何らかの方法は考えられないのかお聞きします。

○議長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） それでは、再質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の、日の出町やあきる野市でいろいろな発言があったというようなことでございますけれども、その発言の真意というのは私の方ではわかりませんけれども、聞くところによりますと、財政的な問題が議論になった中で出た発言だというふうに聞いてございます。

それから、基本的には先ほど管理者が答弁いたしましたように、公害防止協定等ございますので、それらを遵守していく形の中でこれからもいくということでございます。

それから、各他の清掃工場にそういう公害防止協定を公表しているのかというような、そのような趣旨のお話だと思いますけれども、これらについてはあえて公表はしてございません。今後もこの方向でいきたいと考えています。

それから3点目につきましては、ISOの関係でございますけれども、これは先ほど子供の基準づくりのことに関連してだと思っておりますけれども、これらにつきましては、管理者が答弁いたしましたように、基準値等が出ましたらそれにあわせていくのは当然でございますけれども、現在におきましても国の基準、あるいは公害防止協定に基づきます目標値、これらがあるわけでございます。これを守るのは当然なんですけれども、それ以前に職員、この運転にかかわっている職員がそれぞれ日々の中で公害の防止のためにいろいろな燃焼管理ですとか、そのようなことで努力をしております。なるべくこれをゼロに近づけるような努力をしているわけございまして、実際に皆さんに公表しております公害値につきましては非常に低い値になっているというのが実情でございます。これらにつきましても、今後改めてそういう環境マネジメントシステムをつくらないまでも、現行の運転管理中でも運転していきたいというふうに考えてございます。

それから、4番目の広域支援体制の関係で、シュミレーションをしているのかというようなことでございますけれども、これにつきましても管理者がお答え申し上げましたように、基本的には焼却不燃物、あるいは不燃物、そのようなものというのはこの中で燃やさないというのが基本でございます。それらを考えまして、今後も運転をしていきたいというふうに考えてございます。またこの地域等の皆さんと結んでおります公害防止協定の中でも、そのようなものは受け入れないというような約束をしております。したがって、それを遵守していくというような形になろうかと思っております。

それから最後に、粉じんの問題でございますけれども、私の方に苦情等は、この新炉が稼動したあとでは実際にはございません。臭い等ですと何件かございますけれども、それらについても誠心誠意私の方でご説明を申し上げて、先ほど申し上げましたように、当組合の施設については粉じん等の公害を出さないような施設になっておりますので、その辺のところを説明申し上げてご理解をいただいているところでございます。

それから、土・日の対応につきましては、運転業務等は行っているわけでございます。それらの中で土・日の対応につきましても今後いろいろ研究をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 門間議員。

○委員（門間淑子君）

（削除）

○議長（森田昌巳君） 5番高野議員。

○5番（高野幸助君） 議事進行について、ただいま一般質問が行われている最中でございますけれども、確か質問回数は2回というふうに聞いておるんですが、ただいま3回やっております。私が過去、ほかの質問で3回やろうとしたら2回だということで制止されました。この辺の整合性をはっきりしてください。

○議長（森田昌巳君） 合計では3回になりますけれども、再質問としては2回ということで、ここ

で一般質問を打ち切りたいと思いますが、いかがでしょうか。高野議員。（「議事進行についての意見だから、規則を変えなくてはならなくなっちゃう。変えてくれるならいいです」と呼ぶ者あり）

○5 番（高野幸助君） 最初の質問は3回で再質問は2回というその意味がよくわからないんですが、最初の質問は1回に数えないという意味ですね。そういうことですか。

どちらでもいいんですけども、きちっとやっていただかないと、ある人には3回やらせて、ある人には2回という、それはちょっと不公平だと思うので、議事進行を今お伺いしたわけです。きちっとしておいてもらえば結構でございます。

○議 長（森田昌巳君） 菊地議員。

○4 番（菊地国昭君） 関連で、今、高野議員さんから質問がありましたけれども、明確にするのは当然なんですけれども、最初の質問は数に入れないというのは、そんなばかなことはないのであって、もしそういうことが定まっていたらこれは直さなければならない。最初の質問も、一般質問のときは最初に問題提起をするわけですから、最初の質問を入れて再質問は2回までとか、こういうふうにやらなければ、最初の質問は数に入れないなんてこれはとんでもないことであって、また高野議員が言うように、議長の裁量でやっているんでしょうけれども、その根底にはこの議会で取り決めた、全員のやはり承知の上での申し合わせ事項みたいなものがあると思うんですよ。

ですからある議長さんがそこに座るときには2回で打ち切り、場合によっては3回なんていう、そういう不公平な議事運営は、これはやるべきではないと、その辺を過去どう決められたのか、私は比較的新しく皆さんのお仲間に入れていただいたので、過去のことはわかりませんから、この際はっきり全員が納得いくようにきちっと議事録なり、申し合わせ事項があればこの際確認して、ちょっと休憩を取ってもらって構いませんから、はっきりしておいていただいた方がよろしいのではないかと、こう思って関連の質問をいたします。

○議 長（森田昌巳君） わかりました。最初の質問を入れないということはちょっと誤解があるようなんですけれども、含めて計3回ということでご了承いただきたいと思います。大塚議員。

○7 番（大塚勝江君） 関連で、私が一番古いんですけども、私が議長代行をやったときも、それ以前の議長もずっと質問は2回です。

特にだから前、高橋議員といううちの羽村から出ている議員はよく一般質問をなさって、よく注意なさって、自分でもってよく勉強、羽村と違くと、会議規則を変えてもらいたいという意見も述べたことがあったくらいなんです。羽村は3回できるんですけども、西多摩衛生組合は2回なんだから、一般質問を1回、その後再質問しかできない。それから予算案でも2回しか質問できないからと最初のときにだっと質問を出すと、そういうテクニックを皆さん勉強してきたわけですが、ここへ出てくるために、ですからずっと2回です。今回だから見ていたら、森田議長さんは3回やらせてくださるのかなと思って、そうするとこれは会議規則を改正してくださるのか、それとも今回限りの議長採択なのか、ぜひちょっと休憩を取っていただきたいと思います。

○議 長（森田昌巳君） 暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時10分 再会

○議 長（森田昌巳君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま事務局より、次回までに会議規則の案を作成するというご承りいただき、後ほど皆様にご審議していただきたいと思います。

○4 番（菊地国昭君） 議長に議事進行ですけども、今、議長言われたけれども、再会したんです

から、事務局側の考えをきちっと言わせて、記録に残した方がいいですよ。議長が代弁で言ったのではまずいよ、それは。

○ 番（高野幸助君） それと、今の3回目の質問は議事録から削除してくださいよ。

○議長（森田昌巳君） 事務局長。

○事務局長（森田義男君） それでは、先ほど来議論になっております質問回数でございますけれども、会議規則等の関連もございます。そのほかいろいろな不備な点等がございますので、この際、次回議会までに私の方で案を作成しまして、議員提出というような形で議員さんの方にご議論をいただきたいというふうに考えてございます。よろしくをお願いします。

○議長（森田昌巳君） 以上、事務局長より答弁がありましたけれども、それに従ってやりたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） わかりました。

それと、先ほど私の答弁の中で、ちょっと最初の質問が質疑に加わらないようにとられたと思いましたが、訂正しておきたいと思えます。

○4 番（菊地国昭君） そうすると、門間議員さんが3回やられたけれども、最初の質問を含めて再質問、再々質問、その3回目の質問は議事録削除という取り扱いを議長の方はやられるお考えなんですか。それをはっきりしておいてください。

○議長（森田昌巳君） 今、その考えはありませんけれども。

○4 番（菊地国昭君） それでは前の永井さんなどがやられたときに、前の議長さん、現議長さんではないけれども、2回までですよと言ってやれなかった人との整合性はどうか。それをはっきりしてもらわないと。（「議長、進まなくなっちゃうよ」と呼ぶ者あり）それはだめだよ。同じように扱わないと、おれが議長じゃなかったからそれは知らないでは通らない。

○議長（森田昌巳君） あのときも質問に対して再質問2回ということだったと思えますけれども。（大塚さんの言うことと違うじゃない。私はそのときいなかったけれども」と呼ぶ者あり）

○7 番（大塚勝江君） 関連ですけども、一般質問は質問に入るわけですよ。議長さん計算なさったでしょう。1回やっておいて、再質問が2回になっちゃう。だから3回目は削除しないと今までの、今の会議規則と、それから今議長さんが訂正なさった言葉と矛盾しちゃうわけ。それとも私は3回目だけれども、特に今回は許しましたとおっしゃった、どちらかですよ。

○4 番（菊地国昭君） それと事務局が答弁されている中で非常に疑問に思うのは、一般質問は質問ではないというような言い方をしていますね。普通の質問と分けているんですが、その分ける意味は何ですか。なんで一般質問と普通の質問と違うんですか。だからこういう問題が起こるんでしょう。それは会議規則では2回と書いてありますと言いながら、一般質問は別ですよと言うので、ではどこに別のことが書いてあるんですか。そんな2回以上やる場合には特別法で、規則でどこかに決めない限りは大体準ずるのが普通でしょう、前の議会に準ずるのが。それを3回以上幾らでもいいという答弁、休憩中ですけども、言っていましたね。それは違うと思うんだけど、その辺をはっきりしないからこういう問題が起こると思うんですよ。だから会議規則、2回までというふうに言うのならそれはそれでいいですよ。だったら今の3回目の質問は取り消さなければという今言葉が出ているんですよ。その辺きちっとしてください。この会議規則、これから決めるというのはそれはいいですけども、そうでなければ、これから私どもが質問していくのに、じゃ3回やっていいのか2回なのかかわからないでしょう。その辺きちっとしてください。

○議長（森田昌巳君） 森田局長。

○事務局長（森田義男君） そのとおりでございます、先ほど私申し上げましたのは、ここに、会議録の中に書いてございます中で、一番質問という言葉がないという説明をしたつもりだったんですが、それらも含めておっしゃられるとおりでございますので、これから案をつくって、それで皆さんで議論を。（「きょうの話なんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） 谷議員。

○2番（谷 四男美君） 私が今事務局長から説明を受けた内容によると、会議規則の質疑の回数は今まで2回だと、だけでも一般質問については細かい取り決めがないんだと、そういうふうに最初答えたように私は取ったんですけれども、そうするならば門間議員がやったのは一般質問だから、別に回数に制限がないのかなというような気がするんだけれども、そこら辺が今までの流れはどうだったのか、それがわからない。（「だから準じなさいと言っているんです」と呼ぶ者あり）準じなさいだけでも、うちの方の議会も一般質問と質疑は違うんですよ。ちゃんと委員会のは質疑だと、一般質問は通告して1時間ですね。それと同じ流れをとっているのか、それともそういうのはもう全然分けてないで、質疑も一般質問も2回だよと、それがはっきりしてないでしょう。だからそれをちゃんともう決まっているんだから、あまりそれを、森田局長の説明、最初の説明を私はそういうふうにとったんです。

だからはっきりしておいた方がいいんじゃないかな。だからなんか一般質問と質疑がごっちゃまぜになって、議長がね。だから境界がなくなっちゃっているんだよ。

○議長（森田昌巳君） 永井議員。

○1番（永井寅一君） 私が前回やっているんだから、そのことを調べてしてください。私たちはそういうふうに制限されているはずなんです、聞いたら。そのことで同じだったら問題ないですけども、違っていたらやはり公平に扱ってください。

○議長（森田昌巳君） 大塚議員。

○1番（大塚勝江君） 関連して、前の仲村清信さんが議長ですから、今の議長のとくに高橋さんが一般質問をやって、確か1回しか答えられてない、できなかつたんですよ。質疑は2回と、羽村は違うから、もう頭にたたき込んで、うちの方の委員会が何回でもできるものだから、瑞穂から傍聴に来ていますよ。羽村はなかなか民主的だと言って。羽村は委員会は何回でも質問できるんですよ。一般質問は2回なんです。ところがここへ来たら質疑は2回と言われて、もう井村さんにごっかり言われたから、議長のとくに。（「青梅だって一般質問以外のときは回数の制限はなしです。それだったらそれでね、統一しなければだめですよ」と呼ぶ者あり）（「議員の権利を主張する場所だから、発言権、権利、これは重要なことだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） 森田局長。

○事務局長（森田義男君） 今いろいろとこちらで古い人に聞いてみましたら、今まではおっしゃられるとおりの2回ということだそうでございます。（「そうであればきょうの3回目はちゃんと消さなければいけない」と呼ぶ者あり）（「でなかったからもう1回させてもらうよ」と呼ぶ者あり）（「連幅しておいた方がいいね、ちゃんとね、規則でね」と呼ぶ者あり）（「3回でもいいけれども、全部同じにしなければ」と呼ぶ者あり）（「変わっていつちゃうから、文章にしなければだめだよ」と呼ぶ者あり）（「議長、休憩してくださいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） それでは、暫時休憩いたします。

午後2時45分 休憩

○議長（森田昌巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
須釜議員。

○12番（須釜亮次君） 休憩時間中にいろいろ皆さんの案を持ち寄ったことも、結局突き詰めると事務局長の次回までに整理をしてそれを提案する、それを審議するということまでは皆さんの同意を得たわけですが、きょうのところは前回の慣例に倣って2回で打ち切るということで、本当にやむを得ないけれども、そういうふうには私は最後の、きょうの今のディスカッションを締めくくって、そういうふうな方向でもっていったらどうかということをご提案します。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） それでは、大変不勉強で混乱させたことをおわび申し上げます。

門間議員の再々質問については、今回は2回ということで、3回目は議事録に残さないということで会議を進めたいと思います。大変ご迷惑かけました。よろしく願いいたします。（「それは決を取らないとだめですよ。みんな異議なしと言っているけれども、それで当たってもらわないと、きちっと」と呼ぶ者あり）

それと、先ほどの門間議員の発言に対して皆様のご了解を得たいと思いますけれども、いかがでしょうか。賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

○議長（森田昌巳君） ありがとうございます。多数の賛成で、そのように諮っていきたいと思います。

それでは次に移ります。次に日程第4、議案第3号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。管理者並木心君

○管理者（羽村市長 並木 心君） 議案第3号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件につきましてご説明申し上げます。

本案は、国立市、府中市及び国分寺市で構成されておりました清化園衛生組合が、平成15年3月31日をもって解散することに伴い、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体のうちから清化園衛生組合を脱退させる必要が生じたため、地方自治法に基づき議決依頼がまいったものでございます。

改正の内容でございますが、別表中「清化園衛生組合」を削り、附則としてこの規約は東京都知事へ届け出の日から施行し、平成15年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳君） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。6番永井議員。

○6番（永井寅一君） 説明の欄に、平成15年3月31日をもって解散すると、解散の理由は何でしょうか。

○議長（森田昌巳君） 森田局長。

○事務局長（森田義男君） これはし尿処理の施設なんですけれども、水洗化が進んで、し尿処理施設としての利用がなくなってきたというふう聞いておりますけれども。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第4号及び日程第6、議案第5号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第4号、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び日程第6、議案第5号、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心君） ただいま一括議題となりました議案第4号、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び議案第5号、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の2件につきましてご説明申し上げます。

まず、議員議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございますが、議員議員その他非常勤の職員の公務災害補償につきましては、地方公務員災害補償法第69条の規定で、地方公共団体では条例で職員以外の地方公務員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度を定めなければならないとされておりますが、当組合では未整備であったため、制定をしようとするものでございます。

次に、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例におきまして、公務災害補償等認定委員会と公務災害補償等審査会が設けられたことから、本条例において認定委員会と審査委員会の委員に対する報酬及び費用弁償につきまして規定させていただくものでございます。

詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、議案第4号、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び議案第5号、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第4号、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関

する条例をご用意いただきたいと思ひます。

本条例は、第1章から第4章までの章立となつておひまして、第1条から第31条までの本則で構成され、最後に附則となつておひます。

まず、第1章総則は、第1条から第8条までとなつておひます。

第1条は、本条例の目的を定めた規定ものでござひまして、地方公務員災害補償法に基づき制定するもので、議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として定めたものでござひます。

第2条は、本条例の職員の定義でござひまして、議会の議員、非常勤の監査委員等の職員でござひます。

第3条は、通勤の定義でござひまして、公務の性質のない住居と組合との間の合理的な経路及び方法により往復することとしておひます。ただし、日常生活上必要なことである場合は経路の逸脱があつても、その逸脱した部分を除き通勤といたそうとするものでござひます。

第4条は、本条例で定める実施機関と、公務災害の認定についての定めでござひまして、議員につきましては議長が、非常勤の職員につきましては管理者がそれぞれ実施機関として補償の実施に当たるといふものでござひます。第2項及び第3項は、公務災害の認定の手續きについて定めたものでござひます。

第5条は、公務災害の認定について審議する認定委員会の設置について定めたものでござひまして、委員会は5人で構成し、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱するものでござひます。

第6条は、補償基礎額についての定めでござひまして、この補償基礎額は、第9条に掲げておひます療養補償及び介護補償を除く休業補償、傷病補償等の補償額を算定の基礎となるものでござひまして、議會議員については議長と管理者が協議して定める額とし、その他の非常勤の職員については管理者が定める額とするものでござひます。

なお、本条例の施行規則で、補償基礎額の上限を2万3,000円と定めてござひます。これは東京都市町村議會議員公務災害補償組合に加入しておひます羽村市の補償基礎額に準じたものでござひます。

第7条は、各種補償年金についての補償基礎額が、基準日における年齢に応じて管理者が定める最低限度額に満たないとき又は最高限度を超えるときは管理者が定める額にいたそうとするものでござひます。第2項で、総務大臣が定める補償基礎額を考慮することといたしておひます。

第8条は、休業補償について、第7条と同様に基準日における年齢に応じた補償基礎額について定めたものでござひます。

次に第2章、補償及び福祉事業について、第9条から第23条までとなつておひます。

第9条は、補償の種類についての定めでござひまして、療養補償を初め7種類の補償を定めておひます。

第10条は、公務上等で負傷または疾病にかかつた場合の療養補償についての定めでござひます。

第11条は 休業補償について、基礎補償額の60%を支給するものでござひます。

第12条は傷病補償年金、第13条は障害補償について、その受給要件等について定めたものでござひます。

第14条は、介護補償について定めたものでござひます。いずれの公務災害による補償は、他の補償制度に優先して支給するものでござひます。

第15条は、休業補償の制限を定めたもので、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務災害を生じさせた職員に対しては、3年間に限り支給額を30%減額できることとしたものでござひます。

第2項では、正当な理由がなく療養の指示に従わないことにより症状を増大させた職員に対しても

補償額を制限できることとしたものでございます。

第16条は、職員が公務上又は通勤により死亡した場合は、その遺族に対し遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給することを定めたものでございます。

第17条は、遺族補償年金を受給できる遺族について、その受給要件及び順位について定めたものでございます。

第18条は、遺族補償年金の受給権の消滅について定めております。

第19条は、遺族補償一時金の支給について、その受給要件及び順位について定めたものでございます。

第20条は、補償の額の端数処理についてその手法を定めたものでございます。

第21条は、公務上等で職員が死亡した場合に葬祭補償を行うものでございます。

第22条は、この条例に定めがない事項については、地方公務員災害補償法の規定によるものとしたものでございます。

第23条は、公務上等で災害を受けた職員及びその遺族に対して行う実施機関の福祉事業について定めたものでございます。

次に、第3章審査は、第24条から25条までとなっております。

第24条は、災害の認定、補償額の決定等に不服がある場合に、西多摩衛生組合公務災害補償等審査会に審査を申し立てることができることを定めたもので、第2項では審査会の責務を定めたものでございます。

第25条は、審査会の設置及び委員の委嘱等について定めたものでございます。

次に、第4章雑則は、第26条から第31条までとなっております。第26条は、実施機関又は審査会は、必要があれば補償を受けようとするもの等の関係者に対し報告又は出頭等を命じることができる旨を定めたものでございます。

第27条は 補償の一次差し止めができる条件について定めたものでございます。

第28条は、この条例等で定める期間の計算については、民法に規定する計算方法を準用することとしたものでございます。

第29条は、通勤災害に係る療養補償を受ける職員の一部負担金の納付について定めたもので、200円を超えない範囲で規則を定めようとするものでございます。

第30条は規則への委任、第31条は罰則規定でございます。

次に、附則でございますが、第1条から第8条までの条立てとなっております。第1条は、この条例は平成15年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2条は、脳死した方の身体に対する療養補償について定めたものでございます。

第3条は、障害補償年金差額一次金について定めたものでございます。

第4条は、障害補償年金前払一時金について定めたものでございます。

第5条は、遺族補償年金前払一時金の支給について定めたものでございます。

第6条は、当分の間、遺族補償年金の額を補償基礎額の400倍に受給資格要件により100分の10から100分の250を掛けた金額といたそうとするものでございます。

第7条は、遺族補償年金の受給資格年齢の特例を定めたものでございます。

第8条は、他の法令による給付との調整について定めたものでございます。

以上で西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

ただいま説明申し上げました西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定に伴いまして、同条例第5条で公務災害補償等認定委員会を、また第24条で公務災害審査会を設置する旨定められておりますため、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例にこの認定委員会及び審査会委員の報酬を規定しようとするもので、報酬の額はそれぞれ月額2万5,000円の範囲内で管理者が定める額といたそうとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成15年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（森田昌巳君） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。2時55分まで休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再会

○議長（森田昌巳君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。6番永井議員。

○6番（永井寅一君） これは公務災害ということで、議会の議員その他の非常勤職員ということでございますので、お聞きしますが、この補償がもし万が一、例えば韓国の地下鉄のような事故のときに、そのようになったときに、例えば報酬が、その補償額は何によって決まるのか、今いただいている金額によって決まるのか、例えばそれがゼロだった場合にはもらえないのか、例えばもう一つは、供託している場合にその方がそういうふうになった場合、その災害にあったときに受けられるのか、その三つの点をお答え願いたいと思います。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、お答え申し上げます。

補償額でございますが、現在、この組合議会の報酬を基礎に算定するものではなくて、先ほどちょっと説明いたしました、補償基礎額の月額2万3,000円以内ということで計算をいたします。それでその障害の程度とか、亡くなった場合は何倍とかいうふうな形で、2万3,000円掛ける何倍というふうな形の計算の仕方になってございます。この組合の給与ということではございません。

それから、供託の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、給与からということではなくて月額2万3,000円以内、これは年齢によって異なってまいりますけれども、最高で2万3,000円の限度額というふうに設けられております。

それでこれはあくまでも公務による災害、あるいは通勤、この組合事務所まで来る通勤ということでございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 門間議員。

○9番（門間淑子君） 質問します。公務災害補償等認定委員会委員と、公務災害補償等審査委員会委員についてお尋ねします。

この二つの委員会、それぞれ認定員は5人、審査委員は3人ということで、月額は2万5,000円ということで、情報公開審査会とは大分月額が違っていますので、この委員の人選、学識のある者というふうに書いてありますけれども、どういう人たちを選ぼうとされているのか、この二つの委員会重複するのか、全然別個の人選でいくのか、この件についてお尋ねします。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） 認定審査会委員、それから審査会委員の職種、どういう方かということでございますが、いずれもこの公務災害ということでございますので、法律的な部分と、それから医学的な部分がございますので、この中にはどうしても弁護士、あるいはドクターが必要かと思っております。そのほかに行政の関係で詳しい方というふうな方を選定しようかなというふうには考えております。

重複するかどうかということにつきましてですが、片や認定をする方で、片やその認定についての不服でございますので、原則的にはやはり別々の方をお願いするようになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 門間議員。

○9番（門間淑子君） 関連で、そうしますと重複しない、お医者さんとか弁護士とか当然介護関係の方が含まれると思うんですが、これは常時設置していて、公務災害が起きたときに開くのか、その辺の時期的なものです。公務災害が起きなければ開かないわけですけども、人選だけはしておかなければいけないということで、そういう形で進んでいくのか、その時間的なものです。どんなふう考えていらっしゃるのか。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） 結論から申しますと、その公務災害が発生をしたときに人選をさせていただくというふうな形になるかと思えます。よろしいでしょうか。

○議長（森田昌巳君） 谷議員。

○2番（谷 四男美君） 1点だけ、ちょっと基本的なことで申しわけないんですが、遺族補償のところで遺族補償年金というのがありますけれども、（1）の職員の死亡の当時、遺族補償年金を受け取ることができる遺族がいないときと書いてあって、次に掲げるということで配偶者、あるいは父母とありますが、恐らく推定だと、当時遺族がいないということで、後で遺族等が判明したということで、こういった配偶者等の方に支払われるものと思えますけれども、その当時に遺族がいないときで、その後判明して、その期間ですね。どのぐらいの期間というのが通常は権利があるのか、例えば3年から5年経って遺族が見つかったから、だからじゃ遺族補償一時金を払いますよとか、10年経ってからとかそういうこと、通常は、どういう意味で当時いないときという、遺族がいないときと、どういうふうにはなっているのかなど。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、第19条の遺族補償一時金の質問に対しましてお答え申し上げます。

この条文はちょっとわかりにくいと思いますが、私どもの条文もちょっと足りない部分がございますので、この19条で申し上げておりますのは、17条で規定しております遺族補償年金を受け取ることができる遺族がいないときということでございますので、年金を受け取る方というのは、配偶者が必ずもらえるということではなくて、ある一定の額の所得がございますと、例え遺族になったとしても遺族年金はいただけないシステムとなっております。多分今、年間の所得が300万円くらいかと思えますけれども、扶養家族がいればまたふえますけれども、配偶者だけですと300万円くらいかと思えますけれども、それ以上の所得がある方は遺族年金はいただけなくなります。そうしますと、この遺族年金を受けることができない遺族という形になるわけです。ですからその方が亡くなったときに、その方の奥さんの方に収入がありますと遺族年金はいただけませんので、そのかわりに遺族補償一時

金をお支払いするというシステムになってございます。非常にわかりにくい文言になってございまして申しわけございません。

○2 番（谷 四男美君） わかりました。

○議長（森田昌巳君） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております議案第4号及び議案第5号の2件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び議案第5号、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の2件については原案のとおり可決することにいたしました。

お諮りいたします。

日程第7、議案第6号及び日程第8、議案第7号の2件につきましては、関連がございまして、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） 異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第6号、平成15年度西多摩衛生組合予算及び日程第8、議案第7号、平成15年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心君） ただいま一括議題となりました議案第6号、平成15年度西多摩衛生組合予算及び議案第7号、平成15年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第6号、平成15年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明を申し上げます。

平成15年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度対比で3,000トンの増加を予想しまして、7万4,000トンといたしました。

構成市町の人口につきましては、平成14年10月1日現在の人口数29万3,850人で、前年度より680人ほど増加しております。

職員体制につきましては、本年度2名の職員が定年退職いたしますが、退職者の補充はいたしませんので、職員数は平成14年度の35名から平成15年度は33名となります。

なお、職員の減員部分の補充につきましては、一部委託内容の見直しを行い、対応していきたいと考えております。

予算の内容でございしますが、歳入におきましては、余熱利用施設の利用者の実績等を加味いたしまして、使用料収入を1,000万円ほど増額いたしました。

このほか、諸収入におきまして、肉骨粉焼却受託金を3,000万円計上いたしましたので、特定財源が前年度と比較し4,000万円ほど増額となりました。

この結果、分賦金につきましては、前年度と比較し4,535万2,000円減の35億6,015万3,000円となっております。

一方、歳出におきましては、人件費や物件費といった維持管理経費の削減に努めたところでございまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,000万円に定めようとするものでございます。

次に、議案第7号、平成15年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件についてご説明申し上げます。

本案につきましては、組合予算の97%、金額にいたしまして35億6,015万3,000円の分賦金を構成市町ごとに決定しようとするものでございます。

詳細につきましては事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、議案第6号、平成15年度西多摩衛生組合予算及び議案第7号、平成15年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金につきましてご説明申し上げます。

ご説明させていただく前に、1月の臨時議会におきまして債務負担行為をさせていただきましたごみ焼却業務委託を2月10日に契約したところでございますが、この契約金額を本15年度予算に反映させました関係上、11月にお示しいたしました15年度の概算額と今回の15年度の予算との間で約1,500万円ほど差額が生じたところでございます。結果といたしまして、構成市町の分賦金に変更が生じたことを御了承していただきたいと思っております。

それでは、平成15年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

平成15年度西多摩衛生組合予算の総則を定めたものでございまして、第1条におきまして、歳入歳出の総額を定めてものでございまして、歳入歳出それぞれ36億7,000万円と定めようとするものでございます。

第2項におきまして、款・項・区分の金額は第1表歳入歳出予算によるものと規定するものでございます。

第2条では、一時借入金について規定したものでございまして、組合の経費の中で借り入れる場合の一時借入金につきましては、5,000万円を限度といたそうとするものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開きいただきたいと思っております。

第1表は歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございますが、第1款分賦金から第4款諸収入までの構成となっております。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成でございまして、歳入歳出の合計をそれぞれ36億7,000万円といたそうとするものでございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開きいただきたいと思っております。

経常的な経費につきましては、例年どおりでございますので、主な変更部分につきまして説明申し上げます。

第1款分賦金につきましては35億6,015万3,000円、対前年度比4,535万2,000円の減額となっております。

第2款使用料につきましては6,450万9,000円で、対前年度比1,013万2,000円の増額となっておりますが、「フレッシュランド西多摩」の利用者の実績を加味いたしまして、1日当たりの利用者数を400人と見込んで積算いたしましたものでございます。

次に、7ページに移りまして、第4款諸収入第2項の雑入につきましては3,525万8,000円で、対前年度比3,024万円の増額となっておりますが、主なものは肉骨粉焼却受託金3,000万円を新規計上いたしましたものでございます。

以上、歳入の総額は前年度に比較いたしまして 500 万円減額いたしまして、36 億 7,000 万円といったそうとするものでございます。

恐れ入ります。8 ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出についてご説明申し上げます。

第 1 款議会費でございますが、207 万 6,000 円、対前年比 60 万 2,000 円の増額でございます。この主なものは、第 5 節で議会議員の公務災害補償費として 1,000 円を、また第 9 節の旅費で隔年実施しております行政視察に伴います特別旅費 54 万円をそれぞれ新規計上いたしたものでございます。

次に 9 ページに移りまして、第 2 款事務所費の 1 項 1 目一般管理費は 2 億 1,777 万 5,000 円、対前年度比 1,004 万 8,000 円の増額となっております。主なものといたしまして、第 1 節で公務災害補償等委員会報酬に 1,000 円を新規計上いたしておりますが、これは科目存置でございます。

第 2 節から第 4 節は特別職 5 名分と職員 13 名分の人件費でございます。減額いたしたものとしまして助役の人件費を削除いたしております。また人事配置の変更による職員 1 名の増員及び職員 2 名の退職に伴います退職手当組合への特別負担金の増額により、人件費の総額では前年度に比べまして 1,323 万 5,000 円の増額となっております。

第 5 節災害補償費 1,000 円は、公務災害補償費を新規計上いたしたものでございます。

第 9 節旅費におきましては、隔年実施いたしております行政視察に伴います特別旅費 40 万 5,000 円を新規計上いたしたものでございます。

10、11 ページは例年どおりの経常経費でございますので、恐れ入ります。12、13 ページをお開きいただきたいと思ひます。

第 2 目庁舎管理費は 1,813 万 9,000 円、対前年比 106 万 7,000 円、6.3%の増となっております。主なものといたしまして、第 11 節需用費の修繕費で、工場棟の浴槽ろ過装置の修繕費等で 147 万円を計上いたしたものでございます。

恐れ入ります。14、15 ページをお開きいただきたいと思ひます。

第 3 款じん荼処理費第 1 目は 11 億 475 万 4,000 円を計上いたしまして、対前年度比 861 万円の減額となっております。主なものといたしまして、第 2 節から第 4 節までは職員 18 名分の人件費で 1,511 万 6,000 円の減額でございます。これは退職による職員 1 名分の減が主なものでございます。

第 11 節需用費では 3 億 1,033 万 9,000 円で、対前年度比 1,336 万 3,000 円の減額となっておりますが、これは公害を抑制する薬品等の消耗品費で 1 億 4,899 万 8,000 円、対前年度比 686 万 6,000 円の減額、光熱水費では 1 億 4,754 万 1,000 円、対前年度比 766 万 3,000 円の減額、これはごみ量の増加に伴いまして自家発電による電気発電量が増加すると見込みまして、結果として東京電力から買う電気料金を減額いたしたものでございます。

第 13 節委託料 2 億 2,327 万 5,000 円を計上いたしておりますが、対前年度比 2,148 万 9,000 円の増額となっております。主な内容は、ごみ焼却業務委託料 1 億 290 万円で、対前年度比 1,495 万 2,000 円の増額でございます。これは 1 月の臨時議会で債務負担行為を設定したものでございまして、2 月 10 日に入札を実施いたしたところでございます。入札に当たりましては、指名業者選定委員会で当組合に指名参加届けが提出されている業者のうち、一定の資格要件に該当いたしました 9 社を指名し、競争入札によりまして業社を選定いたしたものでございます。

恐れ入ります。16、17 ページをお開きいただきたいと思ひます。

第 15 節工事請負費は 3 億 7,800 万円、対前年度比 208 万 4,000 円の減額となっておりますが、これは焼却炉のオーバーホールに伴います維持整備工事及び緊急修繕工事でございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開きいただきたいと思います。

第4款余熱利用施設事業費第1項施設運営費は1億3,772万8,000円、対前年比1,229万7,000円の減額でございます。主なものといたしましては第2節から第4節までの職員2名分の人件費で、職員の人事配置の変更による職員の2名の減員によるものでございます。

第13節委託料5,841万4,000円で、対前年度比479万7,000円の増額でございますが、主な理由といたしましては、受付及び清掃等業務委託料4,998万3,000円、対前年比327万6,000円の増額でございますが、これは14年度に比べ正規職員の減に伴いまして業務内容を変更したことによるものでございます。

恐れ入ります。20、21 ページをお開きいただきたいと思います。

イルミネーションの設置委託料67万2,000円は、利用者の増加のためのイベント等の実施を計画いたそうとするものでございます。

21 ページに移りまして、第5款公債費、起債に伴います元利金を措置いたしましたものでございます。

恐れ入ります。22 ページをお開きいただきたいと思います。

第6款予備費につきましては1,123万4,000円の措置させていただくものでございます。

以上、歳出合計は対前年度比500万円減額いたしまして36億7,000万円となるものでございます。

続きまして、関係資料でございますが、24 ページから33 ページにつきましては、ただいま説明申し上げました給与費の明細書になってございます。

次に、34 ページでございますが、債務負担行為に関する調書でございますが、14年度に設定いたしましたごみ焼却業務委託は、限度額1億3,000万円に対しまして1億290万円の支出予定額でございます。

35 ページでございますが、地方債に関する調書ございまして、右側の一番下、157億5,922万円が平成15年度末における地方債の現在高の見込み額となっております。

以上で予算関係の説明とさせていただきます。

次に、平成15年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について説明申し上げます。議案第7号の裏面をご用意いただきたいと思っております。

先ほども説明申し上げましたが、平成15年度予算に基づきまして分賦金を積算いたしましたものでございまして、青梅市は16億7,415万4,000円と積算いたしまして、対前年度比126万円、0.1%の減となっております。

福生市におきましては7億4,860万円で、前年度比2,151万6,000円、2.8%の減となっております。

羽村市におきましては6億7,272万円で、前年度比3,047万4,000円、4.3%の減となっております。

瑞穂町におきましては4億6,467万9,000円となりまして、前年度比789万8,000円、1.7%の増となっております。

合計いたしまして35億6,015万3,000円、対前年度比4,535万2,000円、1.3%の減となっております。

次に、議案第7号附属資料につきましてご説明申し上げます。

上段の表でございますが、ただいま申し上げました分賦金の構成比、対前年度比の額及び増減率となっております。

中段の表は、人口割合の前年度との比較でございますが、青梅市は275人の増加、福生市は56人

の減少、羽村市は 106 人の増加、瑞穂町は 354 人の増加となっております、合計で 679 人の増加となっております。

下段の表は、ごみ量の前年度との比較でございます、青梅市は 2,700 トンの増加で 2%増加いたしております。福生市は 100 トンの増加で 1%の減少、羽村市は 700 トンの減少で 2%の減少、瑞穂町は 900 トンの増加で 1%の増加となっております。

以上で平成 15 年度西多摩衛生組合予算及び平成 15 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。谷議員。

○2 番（谷 四男美君） 3 点ばかり質疑いたします。

まず 1 点目は、じん芥処理費の中の委託料の関係でございますけれども、年々相対的に委託料がふえているんですけれども、ごみの焼却業務委託料、これはごみの量がふえるということで、残灰も含めてそうなんです。これはしょうがないと思うんですが、中央監視設備保守点検委託料、これは 1 点目なんです、これは同じものを保守点検するのに年々上がってきているんですけれども、やはり保守点検する項目がふえたのか、あるいは、上がった理由ですね。これについて伺います。

それから 2 点目に、その下の建築設備監視装置保守点検委託料、これは何年か金額は上がっていませんけれども、主にどういったところを、建築整備というのは何箇所ぐらい保守点検しているのか、これの内容について。

それから 3 点目に、その次のページの、16 ページの一番上のボイラー水分分析等委託料というのがありますが、これは水分の量ではなくて水分の分析ということでありますけれども、これは公害、環境的な面でこういうものを測定しているのか、水分の分析というこの意味ですね。これについて伺います。

以上 3 点。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） それでは、ただいのご質問についてお答えします。

まず、中央監視設備保守点検委託の増減の内容でございますが、およそ 314 万円ほどの増になっておりますが、この監視の点検委託といたしましては、ご承知のように全自動になっておりまして、各種コンピューターの制御盤の換気用のファンが 100 種類ぐらいついているんですが、それが劣化をしてきたため、それを新規に交換して換気をちゃんとやっておかないと、精密機械でございますので、湿気を持つと記録等に誤差を生じるということで、稼働も 5 年になりまして劣化が生じているということで新規に計上するというところでございます。

それから、ボイラー水の分析の内容でございますが、ご承知のようにボイラーについてはタービンに蒸気を送って発電をするということでございまして、これは電気事業法に基づきまして水質等进行检查しなさいというような定めがございまして、それに基づいて分析をしております。

それから、建築設備関係でございますけれども、冷暖房用の温度計器とか、それから空調関係、そういうものの各種測定計器等点検をいたします。台数的には、細かい温度計とか乾湿計が 1,100 ほどございます。

○議長（森田昌巳君） 谷議員。

○2 番（谷 四男美君） 1 点目、2 点目は終わります。

3点目のボイラー水分析ですね。これはそうしますと水質の検査ということでありまして、最初に私が言いましたように環境的な、環境アセスというか、その水が地域、周辺、あるいは構内に環境的な負の面があるとまずいのでということで、そういった環境的な目的もかなりあるのかなと、今法的な面を言いましたけれども、水質検査が定められているということは、その水がどこかに排出して環境に負荷を与えるという、そういった面があるのでこういった法的なことが決められているのかなと、その水質検査の目的、意味ですね。法的に決まっているからとかそういう単純なことではなくて、なぜそういうものが行われなければならないのかと、これについて伺います。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） ただいまのご質問でございますけれども、環境面ではございませんので、あくまでもボイラー水の維持管理上、やはりボイラー水というのはすごい微妙な水なので、それを良好な維持管理に適するためにいろいろ薬品を使って維持管理をしていきます。一つはボイラーの腐食ができたりすると、そのボイラー本体が破裂するというようなことも起きますので、そういう腐食の防止等、ボイラー水の適切な維持管理上必要なデータとして取るということでございまして、公害関係とは若干ニュアンスが違います。

以上です。

○議長（森田昌巳君） 岡本議員。

○1 番（岡本としこ君） 焼却炉の稼働率の件について伺いたいと思います。

各年度別に大体平均64%から65%で推移してきたと思うんですが、肉骨粉の関連を含めまして年間の稼働日数、365日の中での予定と、稼働率ですね。それとどのぐらいの15年度に予想を立てておられるのか、その辺を伺います。変化が際立ってあるかどうか。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） 稼働率ですけども、今年度のごみは肉骨粉を含めまして7万4,000トンほどを焼却する予定になっております。これを、350日稼働日がございます、単純に1日320トン処理した場合ということでいつも稼働率を出しておりますが、その場合は66.1%ということになります。

ただいまのご指摘のとおり平成10年度からずっと現在まで至っておりますが、ほとんど66%ぐらいということで、今年度も恐らく66%から67%の間でおさまるのかなというようなことで、前年と同様の稼働率になると予測をしております。

以上であります。

○議長（森田昌巳君） 岡本議員。

○1 番（岡本としこ君） 大体11、12、13、14と年度別に見ますと、平均して64%から65%、肉骨粉という状況の変化にかんがみて66.1%で、66%から67%という推移、7万4,000トンという予定ということがわかりましたが、この状況から変化かということはあり得ないというふうに事業計画、絶対にあり得ないというふうに見てよろしいのかどうか、その辺の確認をさせていただきます。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） 今後の変化というご指摘だと思うんですが、我々の方で、机上の計算ですけども、15年度から20年度の長期計画を立ててはございますけれども、その中ではごみ量は7万4,000トン、5年後の20年度では7万8,000トン、約8万トンぐらいを予想しています。

これの予想の根拠は、各構成市町、分別徹底がされています。一般家庭から出るごみの量は減ってきています。事業系も若干ふえているんですが、事業系の方も分別の徹底がされていると、今がピー

クかなというような予測をしています。今年度を見てみればおよそ落ち着きが出てくると、そうすると全体的に減少傾向ということで、各構成市町もより一層の収集制度の見直しをしていますので、対前年度比の1%のいわゆる自然増、そのくらいの見積りはしております。

以上です。

- 1 番（岡本としこ君） 終わります。
- 議 長（森田昌巳君） 大塚議員。
- 7 番（大塚勝江君） 2点ほどお尋ねいたします。

まず1点目は、15ページのごみ焼却業務委託料に関連してなんですが、先ほどの管理者の冒頭のごあいさつの中にも、それから先ほどの説明の中にも環境サービス社に決定したというお話なんですが、この環境サービス社の実績ですね。同じこの流動床を扱ったことがどの程度あるのかということや、それから決定の理由が金額的に決めたのかどうか、それを含めて、なぜかといいますと、今週、土・日にかけていわゆる求人広告、どっと出たんですよ。この環境サービス社の。しかも無経験可と書いてあるんですね。ですから本当に変わってしまって大丈夫なのかなと、あら出たなと思って私、見ていたんですけども、その点について、いわゆる過去の実績ですね、この環境サービス社の。

それから、そういうふうにならんと変わって、今までずっと問題になった業者がやっていたわけですが、変わって大丈夫なのかどうかというその点ですね。

それから、2点目は細かいことなんですが、20ページ、余熱利用施設にイルミネーション設置委託料とあるんですけども、これは環境センターに電気をつけては、イルミネーションをつけなければならぬくらいお客は来ないのか、お客はこれだけ来ているんですから、例の東京駅のイルミネーション、問題になりまして、あれは5日間だけなんですけれども、これはもうずっと常時やるわけでしょう、イルミネーションはね。それで電気を、ただ環境センターの電気を無駄遣いして、看板つけなければだめなのかなという気がするんですが、その点についてお尋ねします。

- 議 長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。
- 総務課長（渡辺良郎君） 環境サービスに委託して大丈夫かということかと思いますが、私どもでは入札に当たって業者を呼びまして、特にこのごみ焼却業務には約19種類の有資格者が必要でございまして、そのような条件を提示いたしまして、4月1日から対応できるようにということで説明させていただいております。

それに基づきまして、ここでこの組合の焼却炉で3月から、まだ日程ははっきり決まっておられませんけれども、実務研修ということで対応していただくと、それでその中には当然新しい方もいらっしゃるでしょうし、この環境サービスでノウハウを養った専門家も一緒にうちの職員も指導に当たって研修をいたしますので、全くの素人ということではございませんので、心配ないと考えております。

以上でございます。

- 議 長（森田昌巳君） 加藤施設課長。
- 施設課長（加藤一夫君） 余熱利用施設の委託料の中のイルミネーションのお話でございますが、確かに現在の段階では大変多くの利用客が来ているというのが実態でございます。この実態でございますけれども、昨年末に大手新聞社の多摩版にちょっとフレッシュランドの部分が掲載されてまして、それによってかなり1月からは実態として入場者数、ふえているのが実態でございます。

ただ、やはりイルミネーション、1年中設置するわけではなく、その期間的なものにつきましてはまだ検討してないんですが、12月から1月、2月いっぱいぐらいというような形の中で、やはりその

中で集客力を年々何かをやって上げていこうかなという部分も含まれてございますので、そんな形の中で今年度ひとつのイベントといいますか、形の中でやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 大塚議員。

○7番（大塚勝江君） イルミネーションの話はわかりました。

ごみ焼却の方は、私はだから環境サービスが、そうやってちゃんともちろん条件はありますよね。それに合致したから入札に参加できたんだけれども、実績があるのかとどうか、ことと同じような流動床の委託を受けた、それをお聞きしたんですけれども。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） 流動床の実績があるかということでございますけれども、ございます。

○議長（森田昌巳君） ほかにございませんか。近藤議員。

○3番（近藤 浩君） 6点お伺いいたします。

1点目は、7ページの雑入の肉骨粉焼却受託の関係で、補正のときも説明がありまして、分賦金が減になったというようなのは非常に、それはいいんですけれども、たまたま瑞穂に富士化学があつてこういうことになったということで、本来であればもっと大きな都とか国とかの問題であるべきで、こちら側の考え方として、これからもっとこれが続くのであれば増額の要求とか、そういうこともしていかなければならないと思うんですけれども、こちら側の構えというか、考え方としてどういう、これからどうしていこうとしているのか、1点お願いします。

2点目が10ページですね。下から5行目のホームページ制作委託料で、昨年32万円で、ふえていて、内容を充実させるんでしょうけれども、内容を充実させることは非常にいいと思うんですけれども、どういうふうに充実させるのか。それとちょっと、ホームページの制作に今52万円もちょっとかかるのかなというような感じがするんですけれども、どう考えておられるのか、その辺をお伺いします。

3点目がその右側の11ページ、一番上の事務機器使用料ですね。若干減っておりますが、減額の理由と、今どういう内容になっているかお願いします。

4点目が12ページの一番上の地元負担金の関係ですね。これは前にも言ったんですけれども、瑞穂の分が羽村の半額しかないんですよ。周辺の人口からいくと瑞穂の方が非常に多いというふうに思うんですけれども、羽村の方を減らせというわけでは全くありませんけれども、もう少し考えていただいていいのではないかなというふうに思うんですけれども、前も了解してくださいみたいな説明だったと思うんですけれども、その議論がどういうふうになっているのか、お願いします。

5点目が19ページの上から2行目、浴槽循環設備点検整備委託料ですね。これは非常に増額になっておりまして、前々から衛生を気をつけてくださいと言っているんですけれども、どういう関係でふえているのかどうか。

それから6点目はその下から2行目、浴場水質検査委託料、これは上との関連があるのか、かなり減額されていますけれども、その理由をお願いします。

以上です。

○議長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） それでは、1点目の肉骨粉につきまして私の方からお答え申し上げますけれども、肉骨粉につきましては現在8トン受け入れておりまして、昨年から比べますと2トン減量してございます。

この理由といたしまして、この前もご説明を申し上げたんですが、東京都全体の中、例えば富士化

学の中で在庫量が減ってきてございます。それから一時的に需要期といいますか、12月、1月に少しふえたというふうなお話でございますが、全体的には在庫量が減ってきてございまして、東京23区の一部事務組合でも減額の方向でございます。

それらにあわせまして私の方も減らしたわけでございますけれども、今後につきましてもこの量で処理ができていくというようなことでございますので、当面はこの量を維持していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、ホームページの関係でございまして、現状はホームページの内容は絵を出しているような状況でございまして、それを今後写真で掲載できるようなものに変えていきたいということ、それからあと内容につきましても営業的なものを主にいたしたいと考えてございまして、それで組合独自でホームページの内容を変えられるようなシステムを変更したいというようなことで、そのようなことで今回費用が、そのシステムの変更費用ということで増額になったと考えてございます。

それから、次の11ページの事務機器の減額の理由でございまして、一つにはこのパソコンなのでございまして、このリースの期間が、5年間で終了いたしまして、再リースになったものがございまして、そのような関係で使用しているために減額になったということでございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） 地元補償金の関係についてご説明をします。地元補償金につきましては、ご指摘のとおり4,800万円ということで現在増額がされているところでございますが、これは建設に伴うとき、それから余熱利用施設ができるときに羽村市さん及び瑞穂町さんから当組合にいろいろな要望等が提出されている経緯がございまして。

その中の一つとして、その当時は1,050万円、その地元補償金を増額してくださいという要望がออกมาして、その分配につきましては羽村市と瑞穂町と協議させていただきたいというような内容で組合に提出されているところであります。

したがいまして、西多摩衛生組合が意見を言える立場ではございませんので、あくまで羽村市と瑞穂町との意見調整というようなことで理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（森田昌巳君） 加藤施設課長。

○施設課長（加藤一夫君） 19ページの委託料の関係で、まず第1点目の循環設備の点検委託、増額理由ということでございまして、浴場施設、水質の維持管理をしていく中で、循環設備の中で活性ろ過を実施しております。その活性ろ過の中に入っているのが活性石といまして石でございまして。この石の交換が2年に一度定期的にやる必要がございますので、そちらの方の石の交換を15年度には行うということで、増額という形になっております。

それともう1点が浴場水質検査委託料、これが減額になっている理由ということでございまして、レジオネラ菌、あるいは一般細菌の測定回数、これにつきましては前年度と回数的には変わっておりません。ただ契約単価、今年度、14年度初めて契約している関係から、14年度の単価にあわせて関係から減額になったというふうにご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 3番近藤議員。

○3番（近藤 浩君） それでは、再質疑しますけれども、1点目はそういうことで一応結構です。

それで2点目なんですけれども、組合独自でやるというところでなぜふえるのかというのが、ちょっとその辺が理解に苦しむところなので、その辺の説明をもう少しお願いしたいというのと、今ホームページはちょっとパソコンをできる人だったらもうかなりつくれるような、もう何年か前と違ってつくれるような状況にあるのではないかというふうに思うんですね。それで昔だったら30万円とか、よくホームページをつくるのに30万円とか40万円とか、そんなことがあったりして、先日西多摩新聞にも5万円でホームページをつくりますみたいなのが載っていたりして、ただそれはちょっと極端なんですけれども、もっといろいろ業者を選定するなりして安くできるのではないかということも考えられないのかどうか、これは公共施設でどこもやっているような、そういった業者なんですか。どなんですかね。ちょっとその辺の関係をもう1回説明をお願いします。

それから3点目ですけれども、再リースになって減ったという説明が、どういうふうなことなのかちょっとよくわからないので、もう少し具体的に説明をお願いします。

それから4点目につきましては、そういうことであれば、町の方で意見調整をぜひお願いしたいと、こういうふうに思います。

それから、5点目は結構です。

6点目につきましては、ちょっと今の説明ではよくわからなかったんですけれども、回数は変わらないけれども、14年度の単価にあわせたということで、ちょっとその辺、わかるようにもう少し説明をお願いします。

以上です。

○議長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） 1点目のホームページの関係でございますけれども、確かに金額的には少し高いかと思えますけれども、この内容につきましては、私の方でひな型をつくりまして、これを業者の方をお願いしてつくってもらうような方法をとりたいというふうに考えてございます。

それからもう一つは、余熱施設の方の、現在ホームページを持っているわけでございますけれども、いろいろな意見がございまして、もうちょっとわかりやすく、皆さんが行ってみたいというような、そのようなものに変えていきたいというふうに考えてございます。

いずれにしましても、金額的になるべく安い形の中で業者をお願いしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） 事務機器の再リースによる減額の理由につきましてでございますが、事務機器を5年間のリースで現在借りてきたものがございまして、5年間経過いたしましたので、そのリース料が3分の1以下になってしまう機器が数台ございますので、その関係で減額になったということでございます。

○議長（森田昌巳君） 加藤施設課長。

○施設課長（加藤一夫君） 浴槽水の水質検査でございますが、内容的には、まず1点がレジオネラ菌をやっております。それと色度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、PH、大腸菌というような項目で、内容的には前年度と変わっておりません。また回数的にも変わっていないわけですが、前年度、レジオネラ菌につきましては3万2,000円という予算組みをしていたんですが、実質的に3万1,600円というような金額でございます。

また、一般細菌でございますけれども、これは先ほど言いました色度から始まりまして4項目ほどございますけれども、こちらの方、当初3万2,000円ほど予定していたわけでございますけれども、これが実質契約の中で1万4,400円という金額で契約、14年度できておりますので、このような形で、一般細菌の方が予定していた額よりも下がって契約できたというふうにご理解賜りたいと思います。

○議長（森田昌巳君） 門間議員。

○委員（門間淑子君） 2点お尋ねいたします。

1点は16ページの工事請負費、先ほど簡単なご説明はあったんですけども、この施設維持整備工事と緊急修繕工事についてももう少し具体的にご説明を願います。

それから、管理者にお尋ねいたします。私は前から一部事務組合の特別職報酬については、納税者の視点から見ても、司法の関係からいってもおかしいのではないか、見直すべきだというふうにいるところなどで提案しておりますけれども、今回もその見直しの形跡がないんですが、この報酬について管理者のご意見を伺います。

○議長（森田昌巳君） 並木管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心君） 2点目の件にお答えいたします。

今までどおりと基本的な考えは変わっておりませんので、予算に上程しております。以上です。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） 15年度の工事内容ということでございまして、維持整備工事、その中で約3億5,700万円ほどの予算を計上しているところでございます。これにつきましては1号炉、2号炉、3号炉の各炉整備工事と、施設全般にわたる共通設備及びクレーン工事といった内訳になっております。

もう少し詳しく言いますと、1点目としましては、施設を1年間動かしますとどうしても点検、清掃、それから消耗品の部品の交換とか、そういうことで必要最低限の基礎的な工事費が発生してきます。これが毎年度約2億円ほどの工事費が発生をいたします。これが第1点目でございます。2点目としては、もう一つの要因としては、ある一定期間設備を使いますとその使用によりまして交換をしなければいけないというような経年劣化で生じるような工事がございます。本年度につきましてはその基礎的な工事2億円と、経年劣化に伴う工事として約5件ほどございます。それが約8,200万円ということで、諸経費、消費税を含めまして3億5,700万円を計上しているところでございます。

緊急修繕につきましては、14年度においても現在オーバーホールをやっておりますが、あらかじめ想定した工事項目につきまして今の工事をしておりまして、炉の中へ入って実際に見てみますと、壊れた箇所も発見されると、そういった実態もございます。15年度はまだその辺が正直なところどこが壊れるか予測ができませんけれども、ことし見た結果で、ことしは大丈夫だけれども来年はそろそろという部分もここで発見して報告されます。できるだけそれを長持ちしながら工事をしなければいけないんですが、ことしの同時期になりましたらそういう修理をしなければいけない部分も予測されますので、そういったときの対応のために2,100万円ほどを計上させていただいていると、こういった状況でございます。

○議長（森田昌巳君） 菊地議員。

○4番（菊地国昭君） 15ページにごみ焼却業務委託料が出ておりますが、前回の議会で私、質疑い

たしましたが、これは泰成エンジニアリングさんが社会を賑わす不祥事等があつて、確か八千代市だと思いましたが、最近でもまた引き続いて浦安市が該当するみたいな報道もなされました。

したがって、検討して15年度では交代した方がいいのではないかというような指摘を前回の議会ですておきましたが、早速15年度で交代というような処置をなされたということで、よかったなと思つていますが、新しい業務委託をお願いする会社名、それから本社の所在地、代表者氏名、資本金、従業員数等わかればこの際明らかにしていただきたい。

それからもう一つは契約内容、それからこの業務委託の、言うなれば契約内容ということは業務委託の内容ですが、これがどんな内容で契約されたのか、それから期間ですね。これらをこの際明らかにしていただきたいと思つています。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、ごみ焼却委託業者につきましてご説明申し上げます。

最初に、委託業者でございますが、環境サービス株式会社でございます。本社の所在地でございますが、文京区小石川5丁目3番3です。資本金でございますが、1,000万円でございます。従業員数が、15年1月現在でございますが、110名でございます。

業務内容といたしましては、ごみ焼却施設の運転維持管理業務ということでございます。あとそのほかにも粗大ごみとかりサイクルなどの仕事もやっております。

代表者、取締役は細川達彌氏でございます。

契約期間は16年3月31日まで、15年4月1日から16年3月31日までの1年間でございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 菊地議員。

○4番（菊地国昭君） 先ほど大塚議員さんからの質問がありましたが、この会社は流動床の経験もあるという答弁でありましたが、それではどこの市のごみ処理を今まで、流動床のですよ。やってきたのか。それが何年間ぐらいの経験があるのか、これもはっきりしておいていただきたいと思つています。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） 流動床の実績といたしましては、福岡県の南部工場というところがございまして、これは600トンでございます。それから広島市の安佐南工場ですか、200トン、それから東広島市の加茂環境衛生センターというところで150トンでございます。（「何年ぐらいやっていたかわかりますか」と呼ぶ者あり）それについてちょっと。（「では結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） 永井議員。

○6番（永井寅一君） それでは、総括的なような感じで質問をいたします。2回しかできないということで、項目をやるとできなくなってしまうので、個々に集約してさせていただきますが、この審査が終わると当然、前回の予算のときでもそうでありましたが、賛成、反対ということがあろうかと思つています。

そこで私はこの議会における反対はなり得ないのではないかなというふうに思うわけでありまして。ということは、この組合の業務はごみを処理をする、前におられる管理者、副管理者が市民のサービスとしてどうしてもやらなくてはならない事業を、単独の市では、町ではできないということで、国、都の指導があつたかどうかはわかりませんが、地域でやられてはどうかというふうなご指導があつたと思つています。

そういう中で、この組合議員の構成を見ても、賛成をいただくということが前提で議員の割り振りがあろうかと思つています。そういう中で、もしその原則を破って反対ということでなつた場合には管理

者はどうするんだろうかと、あしたからごみ行政がなくて、町の中、市の中にいっぱいごみがたまるという現状になってしまうのではないかと思います。

そういう意味におきましては、やはり反対というのではなくて、やはり目的はごみを処理をすることなのであるから、中身においてどうしても不都合があれば修正案、修正動議を出して正すのが私はここにおられる議員の役目だと思うんですよ。それを反対ということであれば、私ははっきり言ってこの組合から抜ければいいんですよ。そうすればいいと思いますね。ということは、そしてそのことをやはり市民にこういう形で私はここを脱退するようにしてきたということにならなければおかしいと思うんですよ。

ということは、例えば青梅で今議会が始まっておりまして、竹内市長から一般会計の説明がございました。そういう中で議会費があり、総務費があり、教育がありと、そういう中でどうしても自分の趣旨と違うから反対というのならわかるんですね。

これはごみ行政の中でどうしても自分たちだけできないからということになります。そうすると例えば私たちはこのごみ行政を守るためには議席が欲しいということになれば、当然分賦金の金額の負担割合、それはごみの量によって議席数で分けてくれというふうな形にならないと、この組合を守れなくなってしまうんですね、はっきり申しまして。

そういう意味におきまして、やはり私は反対する議員がおったならばやはり強く言っていただいて、このことを言うていただかないと、それがまかり通ったのでは、我々真面目にやっているものがなんだというふうになるかと思えます。その辺の、やはり反対するのは反対するでいいんだけど、先ほど言われたように、予算が決まらなかったら管理者はどうするんですか。その辺明確に教えてください。

それとも行政が困らない、困るんだ、どうしても賛成多数が欲しいんだということになれば、私らも今度はいわゆる委員会か何かをつくっていただいて、当初の約束を反故にしないで、今の議席割ではなくて分賦金か、先ほど話したようにごみの量によってさせていただかないと、私らは竹内市長を守ることができなくなってしまうんですよ。その辺のことを考えたときに、反対、賛成ではないんです。ここでだからきょうもお聞きするところによると反対、賛成があると、なんでそんなことをするのかというふうに私は思います。

まず1回目の、予算が否決された場合には管理者はどうするのか。

○議長（森田昌巳君） 並木管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心君） 先ほど申し上げようと思ったところでございますけれども、仮の話でございますので、参考のために答弁をさせていただくといたします。前回も同様の議員さんからご質問がございました。その中で私自身も基本的な同種の意見を述べさせていただきましたけれども、それに基づきまして議員の皆様方で採決をしていただいております。その中で決めていただいたその採決は、最大に尊重をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（森田昌巳君） 永井議員。

○6番（永井寅一君） 今、大変、前段に対する、取り下げて修正をさせていただきます。ということは、仮設の話では大変申しわけなかったということで、そういう中での管理者のご理解で答弁をいただいたということで、ご理解をさせていただきました。

このことが、私の発言が終わると当然その方に移るのかなと思うときに、議長にお願いをしておきたいんですけれども、そういう反対が出た場合にもう一度私に発言の機会を許していただけるかどうかをお聞きして私の質疑を終わります。

○議長（森田昌巳君） 暫時休憩いたします。

午後4時06分 休憩

午後4時09分 再会

○議長（森田昌巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） ほかになければ、これにて質疑は終わります。

これより討論を行います。少し休憩を取りまして、4時20分まで休憩いたします。

午後4時10分 休憩

午後4時20分 再会

○議長（森田昌巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、これを許します。

まず、原案に対する反対者からの発言を許します。9番門間議員。

○9番（門間淑子君） 議案第6号、平成15年度西多摩衛生組合予算に反対の意見討論を行います。

私は一部事務組合の報酬、特別職報酬については、納税者の視点から見ても、条例や法案の視点から見ても二重取りであるということから条例の改選案を提出してまいりました。

その間ずっと管理者に対してはこの改革を求めてまいりましたけれども、今回の予算に対してもそうした配慮がないということから、この予算に反対いたします。

○議長（森田昌巳君） 次に、原案に対する賛成者からの発言を許します。4番菊地国昭議員。

○4番（菊地国昭君） それでは、議長の許可をいただきましたので、議案第6号及び議案第7号につきまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

西多摩衛生組合の予算は、3市1町29万有余の住民から排出されます約7万4,000トンのごみを、法令等に基づき安全かつ衛生的に処理するという生活に密着した重要な予算であります。

近年、環境に対する住民の関心は高く、ダイオキシン類等の公害防止対策は、日本に限らず年々厳しい条件が求められているところでございます。そのような中で、ダイオキシン類や排ガスなどの環境調査委託、粉じん対策としての測定装置の整備、焼却残渣に対する公害防止用の薬品購入など環境対策に十分に配慮された措置がなされていることが認められます。

このほか西多摩衛生組合の重要な業務でありますごみ焼却業務委託につきましても、一部民間委託としておりますが、業者選定にあたりましては、運転管理業務に精通した専門業者に委託するなど適正な運転管理のもとに公害防止に取り組む予算となっております。

また、平成14年度に定年退職する2名の補充もせず、減員部分については余熱利用施設の受付け及び清掃等業務委託を見直すことで対応し、住民サービスの低下を招かないようにするなど内部努力が伺われる予算内容となっております。

以上、本予算を概観いたしますと、西多摩衛生組合の本旨でありますごみの安全かつ衛生的な処理に対する配慮がなされた予算であり、適正な予算であると考えます。

なお、今後とも景気の低迷が予想されることから、組合事務事業の執行にあたっては、さらなる効率的な財政運営を図ることと、なお一層住民の付託にこたえることを期待いたしまして、本案に対する賛成の立場からの討論といたします。

なお、付け加えますならば、反対討論の委員から一部事務組合の管理者や議員の非常勤特別職報酬について賛成できないことが本予算案に反対する理由との討論がありましたが、この件については平

成 13 年 11 月 29 日の当組合議会において明解な結論が出されておりますので、この際、この言及は不用ではないかなと、このように考えます。

以上で私の賛成の立場からの討論といたします。

○議長（森田昌巳君） ほかにございませんか。6 番永井議員。

○6 番（永井寅一君） 私も賛成の討論をさせていただきます。

我々ここにおられる議員は、市民の付託にこたえるために、西多摩衛生組合の議会運営をスムーズにすることによって、市民の一番大切なごみ処理行政をするというふうな中で、我々議員は個人の資格でここに来たのではなくて、各構成市町の代表議員としてここに出席していると思うので、例えば先ほど反対討論の中にもありました、前回の反対討論の議事録を見てみますと、同じことをお話をしている。そういう中で、やはりそのものをするのであれば、当然その議会議員と相談の上出している。そういうことが趣旨ではないかなというふうに私は思います。

そういう中で、これからやはり議会の内容であり、個人の資格ではないのであって、常識を持って組合議会を運営できる議員を選ぶように議長をお願いをして、私の賛成討論とします。

○議長（森田昌巳君） 以上で討論は終わります。

これより議案第 6 号について挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議長（森田昌巳君） 挙手多数であります。よって、議案第 6 号、平成 15 年度西多摩衛生組合予算については原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第 7 号について挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議長（森田昌巳君） 全員挙手であります。よって、議案第 7 号、平成 15 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第 9、議案第 8 号、財産の交換についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心君） それでは、財産の交換についてご説明申し上げます。

この財産の交換につきましては、組合用地の隣接地主より組合用地との交換要望が提出されていたものでございますが、このたび土地の鑑定評価に基づく面積割合及び交換条件等につきまして合意が整いましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項の規定により議会にお諮りしようとするものであります。

詳細につきましては事務局よりご説明いたしますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、ただいま管理者からご説明申し上げました議案第 8 号、財産の交換についてご説明申し上げます。

1 の交換に供する財産でございますが、これにつきましては、議案第 8 号の裏面にございます西多摩衛生組合用地概略図の右上に①と記された細長い土地でございます。

所在地は瑞穂町南平二丁目 8 番 1 1 でございます。地目は山林でございます。面積につきましては

94.56平方メートルでございます。

2の交換により取得する土地でございますが、これにつきましても概略図の中央でございます・と表示されました土地でございます、所在地は瑞穂町南平二丁目7番6でございます。地目は山林で、面積につきましては559.42平方メートルでございます。

3のこの土地の交換による差金につきましてはございません。

4の交換の相手は青梅市滝の上町1278番地、瀧上誠一郎氏でございます。

5の交換条件につきましては、交換対象地は同価格とし、交換による差金は生じないものとしたものとするものでございます。

以上で土地交換についての説明とさせていただきます。

○議長（森田昌巳君） 以上で提案説明及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。近藤議員。

○3番（近藤 浩君） 前の全員協議会の際、両方とも箱根ヶ崎の番地に住所がなっていたということで、登記簿謄本どおりだという説明だったんですけども、結局こういうことになって、結局どういうことだったのか、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） ここで瑞穂町の土地につきまして、瀧上さんの方で分筆登記をいたしましたことによりまして新たにこの番地が設定されたというふうに、分筆によりまして面積、地番等が確定したということでございます。

○議長（森田昌巳君） 3番近藤議員。

○3番（近藤 浩君） それでは分筆登記ということはわかりましたけれども、結局この1番と2番のこの辺の地域ですね。区画整理地内に入っているということなんでしょうか。その辺はどう理解するのか、もう1回お願いします。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） 区画整理の中には入っていません。

○議長（森田昌巳君） 4番菊地議員。

○4番（菊地国昭君） この裏面の地図を見ますと、1の方の交換に供する土地、要するに94.56平米、瀧上氏の方の土地は約5倍強ですよ。559.42平米、端的に申し上げまして、どちらが先に交換してほしいという条件を出したのか、当組合なのか瀧上氏なのか、また当組合にとって、これを交換することによって生じるメリットは何なのか、この辺を端的にお伺いしますが、いかがでしょうか。

なお、交換による差金はなしということですから、土地の広さがありますけれども、恐らく等価交換ということなんです、その辺の、前段のあれを端的にお答えいただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） まず、1点目のどちらが先というお話でございましたけれども、これについては瀧上さんの方から、この土地を見ていただきますと、無道路地でございます、その関係から、①のところは交換が可能になりますと、ここに道路がつくということで、利用できる土地になるので交換してほしいというようにお話でございました。

2点目の、②のところになるわけでございますけれども、これは当然面積的に5倍にふえますので、衛生組合としましてはここに飛び地を持っておるよりも、こちらに面積がふえて、なおかつ敷地内に隣接しているということで、これについては非常にメリットがあろうかなというふうに考えてござい

ます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 菊地議員。

○4番（菊地国昭君） 続いて、今ご答弁いただきましたけれども、向こうから、要するに瀧上氏からの呼びかけでこちらも応ずる形だということは理解できましたが、今のご答弁だと当方にとっても、言うなれば西多摩衛生組合にとっても、今のご説明のように飛び地で、このまま置いておいても将来使い途がないから、隣接の方が、面積も5倍だし、有効に利用できるという、そういう受けとめ方ですね。確認のためにご答弁を。

○議長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） そのとおりでございます。

○4番（菊地国昭君） 了解です。以上です。

○議長（森田昌巳君） ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号、財産の交換についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成15年第1回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時35分 閉会